

1 議事日程(第4号)

(令和3年第3回久山町議会6月定例会)

令和3年6月10日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議

追加日程第2 閉会中の継続審査の件

日程第2 諸般の報告

- ・総務文教常任委員会調査報告
- ・産業建設常任委員会調査報告

日程第3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (3久山町専決第1号)

日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (3久山町専決第2号)

日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (3久山町専決第3号)

日程第6 議案第39号 町道路線変更について

日程第7 議案第40号 町道路線廃止について

日程第8 議案第41号 町道路線認定について

日程第9 議案第42号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 発議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

日程第11 議員派遣の件

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	本田光	7番	阿部哲
----	-----	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	西村 勝	副町長	佐伯 久雄
教育長	安部 正俊	総務課長	久芳 浩二
町民生活課長	佐々木 信一	教育課長	江上 智恵
産業振興課長	久芳 義則	税務課長	川上 克彦
経営デザイン課長	中原 三千代	福祉課長	稲永 みき
都市整備課長	井上 英貴	健康課長	大嶋 昌広

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森 政彦	議会事務局書記	篠原 正継
--------	-------	---------	-------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件

○議長（阿部文俊君） 日程第1、佐伯勝宣議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 本件について委員長の報告を求めます。

久芳懲罰特別委員長。

○9番（久芳正司君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された佐伯勝宣議員に対する懲罰の件について審査の結果、次のとおり決定したので、久山町議会会議規則第77条の規定により、別紙陳謝文案を添えて報告します。

1、懲罰事犯の有無。懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類および内容。種類、公開の議場における陳謝。内容、委員会起草による陳謝文によるもの。

3、理由。佐伯勝宣議員は、令和3年第3回6月定例会の自身の一般質問の際に、不適切な発言があり、その表現に対して謝罪と言葉の削除を求める動議が提出、可決され、謝罪を求められたにもかかわらず、謝罪を行わなかった。この謝罪を行わなかったことは、議会の議決を軽んじた行為で、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく^{おとし}貶める行為であるとして、懲罰動議が提出された。

懲罰特別委員会では、慎重に審査を行うべく、事実確認に関しては、正確を期すために、該当部分の音声データの確認を行った。また、本人からの弁明を聞く機会を設定した。その弁明の中で、佐伯勝宣議員は、不適切として削除された表現を直接的に使用はしていないなどと主張し、委員会で確認した音声データと異なる内容であった。また、謝罪および言葉の削除については、不当であるとも主張した。

上述の行動は、久山町議会会議規則第102条「議員は議会の品位を重んじなければならない。」の規定に反するもので、議会における秩序の維持を大きく損なうものであったとの結論に達した。

以上のことから、委員会としては、佐伯勝宣議員に対し懲罰を科すべきものと認め、懲罰処分の種類を公開の議場における陳謝とすることの結論に達した。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君入場〕

佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） マスクを外させていただきます。

去る6月4日の一般質問の中での突然の動議ということで、今回の措置に至ったわけですが、まず1点、関連で申し上げます。6月4日の一般質問、実は議会だより提出用の音声CD事務局からもらった分で、私の発言を確認したんですが、発言で訂正があります。それからまず、お伝えいたします。まず・・・行為という文言、西村町長のその文言の訂正の申し入れの際、私はその際、・・・行為という言葉の前に、実質という文言が入っていますので、実質・・・行為と言ってるからこれ、緩和されますので問題発言ではないというふうな趣旨の答弁をしましたが、音声で確認しましたら、実質という言葉は付けておりませんでした。2回、・・・行為に関する説明と発言をしていますが、2つともついていませんでした。それで訂正ということをしていただくんですが、今朝私が持参した音声をこれ入れて、事務局と一緒に聞きました。その点は、記憶が違っていたということを訂正したいと思いますと伝えました。しかし、その際、文言自体は意味合いは変わらないわけです。謝罪は出来ないけれども、これはということでは伝えております。その後私、結果を見たんですが、陳謝ということになっておりますが。残念ながら、私が一般質問して使用した意味合いというのは、こういった音声データを聞き直した今でもやはり変わらないというのが私の率直な思いでございます。これを踏まえて弁明させていただきます。

町が・・・行為を行ったという内容の私の発言への動議と、懲罰委員会設置について。

まず1点、・・・だと断定せずその行為を述べたもの、いわゆるかっこ付きの言であった

ことは、不適切発言の意味を緩和させたものであり、今回の指摘には、措置には当たらないと捉えます。そのことは、私は一般質問中の西村町長の指摘の際に答えております。

2、焦点となった文言は、平成26年国交省からの補助金を目的外使用し、1,984万円返還に至ったという結果に対する過程と行為のことを言ったわけですが、これ、違法行為でございます。補助金適正化法違反、これは紛れもない事実です。違法ではない行為に対する誹謗中傷ととらえるのなら、そういう意味での私への訂正要求の発言であったなら、これは適正かもしれませんし、私は真摯に受け止めなければならないかもしれません。しかし、未だ会計検査院から指摘された内容が分かる関係資料が町から議会に提示されないまま、実態解明の努力がなされていないと言わざるを得ない現状。まず本当に私が用いた・・・行為、かぎっこ付き・・・行為という言葉が不適切で文言削除に値するという検証がされてからの話ではないでしょうか。ましてや謝罪をという要求も、さまざまな観点から考えて、果たして逆に適正な要求であったのか、疑問が残るところです。それゆえにこの措置、陳謝の文がありますが、これを読み上げることは私はできかねます。それが私の答えでございます。そして一言、つけ加えますれば、・・・行為、私の考えが間違いであるというそういった、きちんとした厳密な議会の調査、これがなされてから私に要求をされ、そして私がすいませんでしたと謝れるようなそういった内容の調査、これをまたやっていただきたいことを念願しまして、私の言といたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これから、佐伯議員に対する懲罰の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による陳謝文により、佐伯議員に陳謝の懲罰を科することです。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、佐伯議員に陳謝の懲罰を科することは可決されました。

佐伯議員の入場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

ただ今の議決に基づいて、これから佐伯議員に懲罰の宣告を行います。

佐伯議員に陳謝の懲罰を科します。

これから、佐伯議員に陳謝をさせます。

佐伯議員、起立してください。

佐伯議員、陳謝文の朗読を命じます。

○4番（佐伯勝宣君） 言葉が足らなかった、置き換えた。そういった配慮といたしますか私にもう少し柔軟性があつたらなということは思いますが、なかなかこれを読むということは、叶わないと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、私は今、佐伯議員に申し上げました。

陳謝文の朗読を命じますってということで、陳謝文を読まれるのか、読まれないのかをはっきりしてください。

○4番（佐伯勝宣君） 読めません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 読めませんですね。

（1番山野久生君「議長、動議。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 山野議員、どういう動議ですか。

○1番（山野久生君） 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議です。

○議長（阿部文俊君） ただ今、山野議員ほか2名から、地方自治法第135条第2項および久山町議会会議規則第109条第1項の規定によって、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数です。従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし

て直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、佐伯勝宣議員に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めますが、佐伯議員は、弁明の機会を求めますか。

佐伯議員。求めるか、求めないかです。

○4番（佐伯勝宣君） 求めます。

○議長（阿部文俊君） わかりました。では、退場してください。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

提出者の説明を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） 佐伯勝宣議員に対する懲罰動議。

次の理由により、マスク外します。佐伯勝宣議員に対する懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項および久山町議会会議規則第109条第1項の規定により、動議を提出します。

理由。本日の本会議において、懲罰特別委員会で審査報告され可決された、懲罰処分 of 公開の議場における陳謝に対して、陳謝文の朗読を拒否したことは、久山町議会会議規則第102条に反し、議会の議決を軽んじた行為であり、議会の秩序を乱すものである。よって、佐伯勝宣議員に懲罰を科せられたく、本動議を提出するものである。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず弁明の前に、マスクを外します。

正直、ここでさっきどういった議論がされてるかわかりませんのでちょっと弁明といいましてもあれ以上の言葉というのはなかなか出てこないんですが。2点だけ申し上げます。やはり、・・というストレートな言葉だったらこれは私が悪い、そら謝らな、発言の取消しして、これは、いろいろ言わなきゃいけないと思いますが、まず・・行為というかぎかつこ付きでの言葉であったということ。そして、町民を代表とした議員である一般質問の場であること、これいろんな大所、高所からの文言、言葉もでます。そして言葉も荒くなります。余程のこの発言じゃないと、取消し、謝罪ということはないと思います。まずそこから受入れが出来なかったということ。プロセスをもう1回考えてみる必要があるのかなと思う点がまず1点。そしてもう1点。懲罰委員会るとき申しました、曾我千代子、これは京都府の市会議員の裁判、懲罰の裁判をその関係記録でございます。これによりますとやはりこういった形の懲罰や全国でも多々起こっております。それはやはり、これを改めなければというふうなそういった動きがございますので、もう1回その点から含めましても、今回私の懲罰、これが果たして適正だったのか、ちょっとそこら辺も含めて、お考えいただけたら幸いです。私から今のところ2点でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

本件は、久山町議会委員会条例第5条の規定によって、懲罰特別委員会が設置されたので、これに付託することにしたと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

事務局長、名簿をお配りください。

〔事務局長 名簿配付〕

懲罰特別委員会は8名とし、委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、懲罰特別委員会の委員は8名とし、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、懲罰特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開時間は改めてお知らせします。

ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時53分

再開 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に懲罰特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、ご報告いたします。委員長、只松秀喜議員。副委員長、阿部哲議員です。以上のとおりです。

併せて懲罰特別委員会委員長から、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることは可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第2、諸般の報告を行います。

総務文教常任委員長の委員会調査報告を求めます。

只松総務文教常任委員長。

○8番（只松秀喜君） マスクを外させていただきます。

総務文教常任委員会調査報告を行います。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり、久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査内容、0から5歳児の子育て支援について。調査目的、町は、「まち・ひと・しごと、人口ビジョン総合戦略」により、国とともに、人口増に向けて取り組んでいる。子育て世代を増やすためには、手厚い乳幼児の子育て支援が必要であり、その政策が十分であるか検証を行うため、調査を行うこととしたものである。まとめ、国の政策とで実施された3から5歳児の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化したことは、子育てをする上での経済的負担軽減に大いに貢献していると言える。子ども医療費についても、対象年齢の拡充や、負担軽減が図られている。子育て支援に係る政策は、子育て世代の居住地選別に影響を及ぼすことが予想できる。隣接する福岡市等と対等のサービスを久山町に求めるのは厳しいが、自然環境や社会環境の良さを武器にしながらも、子育て支援に係る政策は引き続き積極的に進めていくべきである。

続きまして、調査内容、久山町の公共施設の状況について。調査目的、今後の公共施設の維持補修費の負担が地方自治体の財政を圧迫することが懸念されており、町の公共施設の状況について確認するため、教育施設とコミュニティ施設について、調査を行うこととしたものである。まとめ、各行政区の公民館、集会所施設は、1番古い上山田集会所が昭和57年建築。1番新しい下山田集会所が平成17年建築である。東久原集会所は昭和59年建築で、2番目の古さであるが、集会所等の中で最も段差が多く、高齢者が利用するには不便である。施設のバリアフリー化を図る必要を感じた。トイレについては、各施設とも洋式化への改修は終わっている。各行政区の公民館、集会所施設は、住民の皆さまが地域の拠点として利用される施設であり、また、避難所としても指定し、利用されていることを鑑みれば、定期的な改修工事を行い、安心して利用できる状態を維持すべきである。改修するに当たっては、集会所施設としてだけでなく、避難所としても適した施設となることを念頭に置き実施すべきである。

以上です。

○4番（佐伯勝宣君） 次に、産業建設常任委員会の委員会調査報告を求めます。

阿部産業建設常任委員長。

○7番（阿部 哲君） マスクを外させていただきます。

産業建設常任委員会調査報告をいたします。本委員会に付託された調査事件について、

調査の結果を会議規則第77条の規定により、6項目のテーマを一括して報告します。テーマ1、公共交通の在り方について。公共交通における自治体の役割や交通政策とまちづくりの連携、交通事業者、住民との関係性、交通ネットワークの再構築などを調査目的として、平成30年1月10日から16回委員会を開催しました。調査の結果は、西鉄バスが久山町への乗り入れにトリアスまでとなり、JR篠栗駅を久山町の玄関的、交通拠点とし、イコバスによる通常幹線路線と、猪野上久原路線が便数も増え、定着してきて、おおむね公共交通が整備されてきた。今後は、行政視察した京都府京丹後市のように、地域の地域ごとに工夫された交通手段が整備されているように、交通弱者や離れた集落等の交通手段を今後検討していく必要があると考える。

テーマ2、林業活性化（久山の木の活用・有害鳥獣対策）について。木材価格の低迷、それに伴う林業従事者の減少や高齢化、担い手不足など深刻な状況等を調査目的として、平成30年1月10日から13回委員会を開催しました。調査の結果は、久山の木の利用について。財産区有林、民有林等の森林経営計画や荒廃森林再生事業を積極的に活用し、町からの何らかのさらなる助成と、また、国、県の補助事業を検討し、町の木材を利用、活用しやすい環境づくりが必要。有害鳥獣駆除については、広域森林組合や猟友会との協議、調整ができており、駆除頭数も大きく実績が上がっている。今後も工夫され、石切地内を一掃し、企業誘致や優良住環境につなげる必要があると考える。

テーマ3、総合運動公園事業について。都市計画決定により、事業認可を受け、整備している本事業の整備内容、進捗状況等を調査目的として、平成30年5月16日から6回委員会開催しました。調査の結果は、事業認可期間内に交付金を積極的に活用し、町民への開放を早期に進める必要があると考える。

テーマ4、農業政策について。農業従事者の高齢化、後継者不足など、さまざまな要因で厳しい状況、現状等を調査を目的として、平成30年10月31日から13回委員会を開催しました。調査結果は、観光交流センター計画跡地活用について議会から意見書を提出していたが、全く進展がなく、農業振興につながっていない。山田地区では、機械利用組合等がかなり進んでいるが、久原地区では、農区、農業従事者との協議、調整ができていないと思われる。今後、農業委員会の活用や農区長会とも十分協議しながら、農業政策等について検討していくことが必要と考える。

テーマ5、オリーブ事業について。平成23年から健康の町を目指す久山町のイメージに合う商品としてオリーブを栽培する事業内容に関する事を調査目的として、11回委員会を開催しました。調査結果は、平成23年から健康の町久山のイメージに合った商品としての栽培を進めてきたが、オリーブオイルや観光資源としての活用等が大きく拡張の方向へ

と向かってきた。オリーブ栽培の先進地である熊本県天草市、鹿児島県日置市で、行政視察し、専門職員の配置、栽培土壌の在り方や今後の運営方針等を確認し、事業縮小して、草場地区での本来の健康の町としてのオリーブ栽培事業となった。今後も、運営資金が一般財源であり、管理に十分注意し、50年、100年樹が育つように期待したい。

テーマ6、長浦地区の土地利用計画について。地域活性化ゾーンの土地利用計画に関し、SDGsを活用した企業団地の誘致についての計画を調査目的として、令和2年9月10日から3回委員会を開催しました。調査結果は、土地利用計画の基本方針的な説明が行われただけで、町長の考え方等を確認しながら、協議を進めていく必要があると考える。

以上をもって、産業建設常任委員会調査報告とします。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第36号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第36号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第37号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第38号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第39号 町道路線変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第39号町道路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第39号町道路線変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 町道路線廃止について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第40号町道路線廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっとマスク外させていただきます。

確認といったようなことで質問させていただきます。その中に薦付2号線の廃止が議案として出ております。そこでこの薦付2号線は、民有地というような話を説明をお聞きいたしました。それに間違いはないでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 都市整備課長のほうからもう一度確認させます。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。今回廃止をお願いしております薦付2号線につきましては、民有地、個人さんの土地の方にかかった路線ということになります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はですね、この民有地ということになれば、借地代というようなこ

とが発生していなかったかなという考え方を持つとるわけですね。例えば緑道、久原川の緑道とか新建川の緑道で、まだ町有地になってない部分については、借地代を払ってらっしゃるところがあるということですよ。それでここについては、借地代については、どういうふうになっとったでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） こちらにつきましては借地代等は発生しておりませんというのが現状でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はですね、これを町道として認定しているということになれば、この所有者の方は、その土地は縛られてしまいますよね。使われることは、他に使うことが出来ない。それで一方では、今言いましたように久原川とか新建川があるいは猪野川の方では、緑道は借地として借りてるところもあったと思うんですよ。それで、私はそういうふうな、いわゆる不均衡のないような形でやるべきである。取り扱うべきだと思うんですよ。こういう例がほかにもあるんじゃないかなということ懸念しとるわけでございます。そこでやはり、もう一度、こう検証して、こういう使い方をないようにしてもらいたいし、また、航空写真から見ますとね。ある会社の敷地内を走ってるというだけの形ですよ。そういったときには、会社のほうで開発の申請なり、農転の申請をしたときにですね。やはり、こういった指導をされたのか。いわゆる、もうこれは町道じゃありませんから、払下げとかいうような私は指導とかはあってしかるべきであろうと思いますね。というのは、借地料、払ってなければなおさらのこと、民有地の方に非常に迷惑かけているという考え方を持っておるわけですが、そういう感じはどうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。こちらにつきましては、議案説明会のほうでもご説明させていただきましたとおり、もともとがこの一帯っていうのは農地が広がってる地域でございました。その際、どうしても農地を管理する際にはお互い個人さん同士の間で睦等につきまして、共有でお使いいただくというような趣旨がございます。ですから、こちらにつきましても、そういう趣旨でのものも含んでの認定だったかと思われまして、ですから、こちらの認定することにおきまして隣接します土地の利用者の方、所有者の方あたりの、逆に通行の利便性といいますか、管理上ですね、そこをお使いいただくというような、利点等もあったかと思っております。ですから、当然廃止に変わりました、そういう近隣の方々ですね、お話しとりますけども、そちらのほうの方々からです

ね。例えば何らかの手続きといたしますか、ご要望等は発生してないような状況でございます。また、先ほど払下げのお話もございましたけどもこちらにつきましては、個人さんの土地に認定という形をかけてる状況でございますので、例えばこれが町有地等であれば払下げ等の問題もあるんですけど、現在は個人さんが現実お使いいただいて、しかもこの認定によってその支障といたしますか、不利益等は発生してないような状況とお伺いしておりますので、そういった形での払下げ等ですね手続等については、現在考慮してない部分でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第40号町道路線廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程8 議案第41号 町道路線廃止について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第41号町道路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第41号町道路線認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第42号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第2号)

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第42号令和3年度久山町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第42号令和3年度久山町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の  
意を表する決議

○議長（阿部文俊君） 日程第10、発議第1号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等  
に対し敬意と感謝の意を表する決議を議題とします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） マスクを外します。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者に対し敬意と感謝の意を表する決議。

上記の議案を別紙のとおり久山町議会会議規則第17条第1項および第2項の規定により  
提出します。

提案理由、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、感染リスクにさらさ  
れながら、新型コロナウイルス感染症対策に携わる医療従事者をはじめ全ての人々に対  
し、敬意と感謝を表すための決議を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議  
(案)

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、わが国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。本県においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査・医療・救急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に特に医療従事者が、いわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、感染リスクにさらされながらも緊張が続く現場において、困難な状況に立ち向かい、昼夜を問わず奮闘され自らの危険を顧みぬ献身的な努力をされている。

よって、本町議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス感染症対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月10日、久山町議会。

○議長（阿部文俊君） これより、提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発議第1号、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議を採決します。

山野議員ほか2名から提出されました、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期、日程等議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

— 令和3年第3回6月定例会 —

これをもちまして、令和3年第3回久山町議会6月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時7分

地方自治法第123条の規定により下記のとおり署名する。

久山町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員